

通訳案内士登録申請等に必要な書類の一覧（埼玉県在住者用）

1 必要な書類

| 区 分 | 新 規 | 変 更 | 再交付 | 抹 消 | 備 考 |
|---|------------|------------|------------|-----|---|
| ① 申請書又は届出書 注：複数言語申請の場合は、言語ごとに作成 | ○ | ○ | ○ | ○ | 申請窓口にて配布。(別記1参照) (ホームページからダウンロードできます。) |
| ② 健康診断書 | ○ | | | | 医師法(昭和23年法律第201号)による医師免許の交付を受けた者による健康診断(署名・捺印)で、3か月以内に発行したもの。精神機能障害の有無等の記載のあるもの。(別記2参照) |
| ③ 合格証書(原本と写し) | ○ | (○)※ | ○ | | 合格証書原本は確認後返却。氏名変更の場合は戸籍抄本(変更前後の氏名が確認できるもの)を添付。 ※都道府県間の住所変更の場合は、写しを提出。 |
| ④ 宣誓書 | ○ | | | | 申請窓口にて配布。 (ホームページからダウンロードできます。) |
| ⑤ 写真2枚 注：複数言語申請の場合は、各言語につき2枚 | ○ | ○ | ○ | | 最近6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦3cm、横2.5cmのもの。裏面に氏名を記入。 |
| ⑥ 本人確認書類 | ○ | ○ | ○ | ○ | 運転免許証、健康保険証、住民票の写し(3か月以内に発行されたもの。)など。 外国人住民の方は、在留カード・特別永住者証明書の提示及び写しの提出。 ※非居住者の場合は非居住者用一覧を参照。 |
| ⑦ 印鑑(認印可) | ○ | | | | 署名(サイン)に替えることができる。 |
| ⑧ 登録証 (旧免許証を含む) | | ○ | ○ | ○ | 亡失(紛失)の場合は、発見時に返納すること。 |
| ⑨ 変更内容を証する書面 | | ○ | | | 氏名変更については、戸籍抄本、代理人変更については、代理権限授権書及び誓約書(代理人)等当該変更が行われたことを証する公的書面。(変更前後の氏名、住所等を確認できるもの。戸籍抄本、住民票の場合は3か月以内に発行されたもの。) |
| ⑩ 抹消事由を証する書面 | | | | ○ | 死亡した場合及び一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた場合等 (ホームページからダウンロードできます。) |
| ⑪ 手数料(埼玉県収入証紙) 注：複数言語申請の場合は、言語ごとに必要。 | 円 5,100 | 円 4,200 | 円 4,200 | | ファミリーマート埼玉県庁店(第二庁舎地下1階)他 http://www.pref.saitama.lg.jp/site/shoushi/shoushi-kounyuusityouson.html |
| ⑫ 通訳案内士法第30条1項に定める通訳案内研修の修了書の原本と写し | | (○)※ | | | 修了書の原本は確認後返却。 ※都道府県間の住所変更かつ令和2年度以降に研修を受講した方のみ提出 |

◆ 担当者が不在の場合がありますので、事前に日時を予約のうえ、申請にお越しくださるようお願いいたします。なお、申請には、必ず「ご本人」がお越しくださるようお願いいたします。

別記1 申請書に記載する氏名及び住所

申請書に記載する氏名及び住所については、日本語（中国語・韓国語の氏名及び住所を有する申請者が漢字で記載する場合を含む。）と英語を併記してください。

| 申請者 | 表記 | 氏名 | 住所 |
|-----------|-----|-----------------------|----------------|
| 日本国籍を有する者 | 日本語 | 住民票等に記載されているもの | 住民票等に記載されているもの |
| | 英語 | 上記内容をローマ字で記載 | 記載不要 |
| 外国人住民の方 | 日本語 | 登録されているものを漢字又はカタカナで記載 | 登録されているもの |
| | 英語 | パスポートに記載されているもの | 記載不要 |
| 非居住者 | 日本語 | 漢字又はカタカナで記載 | 漢字又はカタカナで記載 |
| | 英語 | パスポートに記載されているもの | 英語又はローマ字で記載 |

別記2 健康診断書に関する関係法令（参考）

・通訳案内士法第21条第1項

都道府県知事は、前条第1項の規定による登録の申請をした者が・・・(略)・・・心身の障害により通訳案内士の業務を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるものに該当すると認めるときは、その登録を拒否しなければならない。

・通訳案内士法施行規則第17条

法第21条第1項の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により通訳案内士の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（現に受けている治療等により今後障害の程度が軽減すると見込まれる者を除く。）とする。

別記3 通訳案内士法第30条1項に定める通訳案内研修

改正通訳案内士法の施行（平成30年1月4日）により、通訳案内士の質を維持・向上を図る観点から、観光庁より全国通訳案内士の方に義務付けられた研修のことです。

※詳しくは、下記のURLを確認ください。

【URL】 https://www.mlit.go.jp/kankocho/page05_000115.html